

社團法人在亞日本人會
協和園運動場規則
昭和十九年六月廿四日
第一條 本會は會員の健康増進及び體育向上に資するため運動場の設備をなし本規則の定むるところに従ひこれを管理す
第二條 前條の管理に要する経費は毎年度役員會の決定する豫算に從ひ「協和園資金」「藝術園使用料」「寄附金」他の雜収入を以てす
第三條 協和園運動場管理人は本規則に從ひ協和園の管理に關する實務を遂行するものとす
イ、上記管理人は役員會の承認を経て會長これを任免す
ロ、管理人の給料手當等は役員會これを決定す
第三條 前條の管理人を監督するため會長は毎年度役員會中の適任者若干名を協和園管理委員會に委嘱す
イ、上記委員は名譽職とす
ロ、役員會中に適任者無き場合は役員會の推薦によると共に園内諸施設の良好なる保存並各種備付運動器具の保管整頓に留め置き其の守衛及び清掃美化に努むると共に園内諸施設の良好なる保存並各種備付運動器具の保管整頓に留め置き其の守衛及び清掃美化に努むること、但管理委員の檢閲署名を要す
イ、上記當番の指名は會長の委嘱により青年部委員に於て適當な方法により同部委員又は前項中の適任者を定むる
第七條 本會々員及び其家族は協和園に自由入場することを得
第八條 本會が緊急使用を要する場合は其れ等の團體に於て相談の上使用の能否を決定し、然後使用を許可は申込順とす
ロ、當番に關する規定は別と/or、役員會の決議により必ずする場合に前約使用

第八條 本會・員の同伴者及び團體の身分保證ある者は事務支へ無き限り入場を許可せらる、但し豫め管理人より申出で入場許可證を受くべし
第九條 入場者は本規定を遵守すると共に秩序公益を重んじ且風紀を亂さず、前項に違反する者は直ちに退場を命令され得る場合は必ず管理人の指定に従ふこと、自轉車及び乗馬等にて園内廻廻しは嚴禁す
第十條 用具を使用せんとする者はかん理人に申出で所要の手續をなすべし、前項の手續は本會々員に限る、但し使用手續は別にこれを定む
第十一條 協和園備付の運動用具を使用せんとする者はかん理人に申出で所要の手續をなすべし、前項に違反する者は直ちに退場を命令され得る場合は必ず管理人の指定に従ふものとす
第十二條 入場者は成可く貴重品を持參せぬこと、若し持參する場合はかん理人に手續をなすべし、前項の手續は別にこれを定む
第十三條 保かん方法を依頼することを得、貴重品保かんに關する取扱法は別に定むる
第十四條 記の使用料を徴收す、但し十五歳未滿の者及小兒童は加算せず
第十五條 入場料を徴收する催物は八十銭

市内ウスバリアタ街五七七
私宅 電話二六一四七三七
時局が勞働者の傷害保險と窓ガラスの保險をつけられだし
許可を取消すことあるべきに豫告す
第六條 使用に際し官廳に手續を必要とする場合は凡て使用團體に於てこれを完了し、且つ其れに關する一切の責任を負ふものとす
第十七條 運動用具のかん理に關しては別に定むる運動用具を用ひかん理規則に従ふべし
第十八條 協和園内販店の經營はこれに關する役員會決定に従ふものとす
以上に關しては別に定むる運動用具を用ひかん理規則に従ふべし
第三章 补則
第十九條 運動用具のかん理に關しては別に定むる運動用具を用ひかん理規則に従ふべし
第四章 手續
第五章 管理規則
第六章 附則

許可を取消すことあるべきに豫告す
第六條 使用に際し官廳に手續を必要とする場合は凡て使用團體に於てこれを完了し、且つ其れに關する一切の責任を負ふものとす
第十七條 運動用具のかん理に關しては別に定むる運動用具を用ひかん理規則に従ふべし
第十八條 協和園内販店の經營はこれに關する役員會決定に従ふものとす
以上に關しては別に定むる運動用具を用ひかん理規則に従ふべし
第三章 补則
第十九條 運動用具のかん理に關しては別に定むる運動用具を用ひかん理規則に従ふべし
第四章 手續
第五章 管理規則
第六章 附則

許可を取消すことあるべきに豫告す
第六條 使用に際し官廳に手續を必要とする場合は凡て使用團體に於てこれを完了し、且つ其れに關する一切の責任を負ふものとす
第十七條 運動用具のかん理に關しては別に定むる運動用具を用ひかん理規則に従ふべし
第十八條 協和園内販店の經營はこれに關する役員會決定に従ふものとす
以上に關しては別に定むる運動用具を用ひかん理規則に従ふべし
第三章 补則
第十九條 運動用具のかん理に關しては別に定むる運動用具を用ひかん理規則に従ふべし
第四章 手續
第五章 管理規則
第六章 附則

許可を取消すことあるべきに豫告す
第六條 使用に際し官廳に手續を必要とする場合は凡て使用團體に於てこれを完了し、且つ其れに關する一切の責任を負ふものとす
第十七條 運動用具のかん理に關しては別に定むる運動用具を用ひかん理規則に従ふべし
第十八條 協和園内販店の經營はこれに關する役員會決定に従ふものとす
以上に關しては別に定むる運動用具を用ひかん理規則に従ふべし
第三章 补則
第十九條 運動用具のかん理に關しては別に定むる運動用具を用ひかん理規則に従ふべし
第四章 手續
第五章 管理規則
第六章 附則

許可を取消すことあるべきに豫告す
第六條 使用に際し官廳に手續を必要とする場合は凡て使用團體に於てこれを完了し、且つ其れに關する一切の責任を負ふものとす
第十七條 運動用具のかん理に關しては別に定むる運動用具を用ひかん理規則に従ふべし
第十八條 協和園内販店の經營はこれに關する役員會決定に従ふものとす
以上に關しては別に定むる運動用具を用ひかん理規則に従ふべし
第三章 补則
第十九條 運動用具のかん理に關しては別に定むる運動用具を用ひかん理規則に従ふべし
第四章 手續
第五章 管理規則
第六章 附則

許可を取消すことあるべきに豫告す
第六條 使用に際し官廳に手續を必要とする場合は凡て使用團體に於てこれを完了し、且つ其れに關する一切の責任を負ふものとす
第十七條 運動用具のかん理に關しては別に定むる運動用具を用ひかん理規則に従ふべし
第十八條 協和園内販店の經營はこれに關する役員會決定に従ふものとす
以上に關しては別に定むる運動用具を用ひかん理規則に従ふべし
第三章 补則
第十九條 運動用具のかん理に關しては別に定むる運動用具を用ひかん理規則に従ふべし
第四章 手續
第五章 管理規則
第六章 附則

許可を取消すことあるべきに豫告す
第六條 使用に際し官廳に手續を必要とする場合は凡て使用團體に於てこれを完了し、且つ其れに關する一切の責任を負ふものとす
第十七條 運動用具のかん理に關しては別に定むる運動用具を用ひかん理規則に従ふべし
第十八條 協和園内販店の經營はこれに關する役員會決定に従ふものとす
以上に關しては別に定むる運動用具を用ひかん理規則に従ふべし
第三章 补則
第十九條 運動用具のかん理に關しては別に定むる運動用具を用ひかん理規則に従ふべし
第四章 手續
第五章 管理規則
第六章 附則

許可を取消すことあるべきに豫告す
第六條 使用に際し官廳に手續を必要とする場合は凡て使用團體に於てこれを完了し、且つ其れに關する一切の責任を負ふものとす
第十七條 運動用具のかん理に關しては別に定むる運動用具を用ひかん理規則に従ふべし
第十八條 協和園内販店の經營はこれに關する役員會決定に従ふものとす
以上に關しては別に定むる運動用具を用ひかん理規則に従ふべし
第三章 补則
第十九條 運動用具のかん理に關しては別に定むる運動用具を用ひかん理規則に従ふべし
第四章 手續
第五章 管理規則
第六章 附則

許可を取消すことあるべきに豫告す
第六條 使用に際し官廳に手續を必要とする場合は凡て使用團體に於てこれを完了し、且つ其れに關する一切の責任を負ふものとす
第十七條 運動用具のかん理に關しては別に定むる運動用具を用ひかん理規則に従ふべし
第十八條 協和園内販店の經營はこれに關する役員會決定に従ふものとす
以上に關しては別に定むる運動用具を用ひかん理規則に従ふべし
第三章 补則
第十九條 運動用具のかん理に關しては別に定むる運動用具を用ひかん理規則に従ふべし
第四章 手續
第五章 管理規則
第六章 附則